

東大阪市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき必要となる事項を協議するため東大阪市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 法第5条に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- （2） 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員として構成される。

- （1） 別表に掲げる者
- （2） 前号に掲げる者のほか、東大阪市長が必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に、別表に掲げる者から市長が指名する会長を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(報償費)

第5条 別表第4号及び第5号の委員が協議会に出席した場合、一人日額8,000円を上限に報償を支払うことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、交通戦略室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1)	東大阪市職員	部長級職員の内、市長の指名する者
		交通戦略室職員の内、市長の指名する者
(2)	公共交通事業者等、道路管理者その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	枚岡交通株式会社の役員又は従業員
		近鉄タクシー株式会社の役員又は従業員
		近鉄バス株式会社の役員又は従業員
		大阪バス株式会社の役員又は従業員
		近畿日本鉄道株式会社の役員又は従業員
		西日本旅客鉄道株式会社の役員又は従業員
		大阪市高速電気軌道株式会社の役員又は従業員
		大阪モノレール株式会社の役員又は従業員
		OpenStreet 株式会社の役員又は従業員
		東大阪市道の管理者
(3)	公安委員会	大阪府公安委員会の職員又は東大阪市を管轄する警察署職員
(4)	地域公共交通の利用者	利用者(市民)
		東大阪商工会議所の役員又は職員
(5)	学識経験者	東大阪市内大学において都市計画に関する学識経験を有する者
		東大阪市内大学において地域公共交通に関する学識経験を有する者
		東大阪市内大学において子育て・教育に関する学識経験を有する者
(6)	関係行政機関	大阪運輸支局総務企画部門の職員
		大阪運輸支局輸送部門の職員
		大阪府都市整備部公共交通部門の職員